4月契約分(追加分)

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約とした理由	備考
島根県麻薬免許システム運 用・保守業務委託	R2.4.1	富士通株式会社山陰支社 松江市学園南二丁目10番14号	2,956,800	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	新たに開発する島根県麻薬免許システムの開発期間中(令和3年1月末まで)、令和2年3月31日まで契約していたシステムを引き続き利用することとなり、そのシステムの運用・保守業を委託できるのは、令和2年3月31日まで契約していた富士通(株)山陰支社のみであるため。	
病院総合医育成 事業委託	R2.4.1	島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 島根県出雲市姫原四丁目1-1	I	第167条の2第1項第2号	医療政策課	県が地域に必要とされる「病院総合医」を養成し、自治医科大学卒業医師と両輪で医師少数区域等の病院へ派遣することは政策医療である。 島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合的な診療能力を持つ自治医科大学卒業医師を養成するとともに、総合診療医の研修プログラムによる県職員医師等の養成実績があるなど、総合医育成の中核を担っていることから、標記事業を実施できる団体は当該病院以外にない。	